DITA 索引テストデータ(日本語)

Antenna House, Inc. 12 11 2009 UD2009-002 1 2009 2009 Antenna House, Inc.

目次

第1章	テストデータ:日本国憲法	•	•		•	•	•			•	1
1. 1	英数字データ					•					1
1.2	日本国憲法 前文										2
1.3	第1章 天皇										3
1.4	第2章 戦争の放棄										4
1.5	第3章 国民の権利及び義務					•					5
索引 .											6

第1章 テストデータ:日本国憲法

1.1 英数字データ

2000 年問題

<DATA/>

XML 文書

<element/>

1.2 日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者をつうじて行動し、われらと われらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自 由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのな いやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法 を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威 は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこ れを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くも のである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く 自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安 全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と 偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位 を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免か れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならな いのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふこと は、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立とうとする各国の責務であると 信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成する ことを誓ふ

1.3 第1章 天皇

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、 内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する 権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1. 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2. 国会を召集すること。
- 3. 衆議院を解散すること。
- 4. 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5. 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7. 栄典を授与すること。
- 8. 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9. 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10. 儀式を行ふこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

1.4 第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の 発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段 としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国 の交戦権は、これを認めない。

1.5 第3章 国民の権利及び義務

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、 社会保障及び公衆衛生の向 上及び増進に努めなければならない。

索引

記号・数字	憲法の定める国事に関する行為3
<data></data>	原理2
2000 年問題	権力2
2000 中间處 1	皇位3
Г	行為3
E	皇位の継承3
<element></element>	行使
	皇室典範
X	皇室の財産授受の制限3
XML 文書 1	公衆衛生5
	向上及び増進5
あ	公正と信義2
□ 1. / □ X世	行動2
圧迫と偏狭2	国際社会2
安全と生存を保持2	国際紛争4
委任3	国際平和4
永久にこれを放棄4	国事3
栄典	
授与3	国政2
	国政に関する権能3
か	国民2
知为十二十二年	国民の厳粛な信託2
解決する手段4	
外交文書3	国民の代表者
外国の大使及び公使3	国務大臣3
確認2	国家2
各国の責務2	国会議員3
関係を支配する2	国会の議決3
官吏の任免3	国会の指名3
希求4	国会を召集3
儀式3	国家の名誉2
基調4	国権の発動たる戦争4
享受2	
恐怖と欠乏2	さ
国5	
国の交戦権	最高裁判所3
	裁判官3
	自国のことのみに専念し2
継承3	自国の主権を維持2
刑の執行の免除3	子孫2
決意2	社会福祉5
権威2	社会保障5
減刑3	衆議院を解散3
健康で文化的な最低限度の生活	自由のもたらす恵沢
営む権利5	確保2
憲法2	主権が国民に存する2
確定2	主権の存する3
憲法改正、法律、政令及び条約を公布3	工.TE v / TJ / つ・・・・・・・・・・・・・・・・ J

諸国民2	内閣の指名3
協和2	内閣の助言と承認3
成果2	内閣の責任3
信任状3	日本国の象徴3
信頼2	日本国民
人類普遍の原理2	恒久の平和を念願2
崇高な理想2	日本国民統合の象徴3
深く自覚する2	日本国民の総意3
崇高な理想と目的2	人間相互2
すべての生活部面5	認証3
正義と秩序4	任命3
誠実4	<u>α.η</u>
政治道徳の法則2	は
正当に選挙された国会2	
政府の行為2	排除2
世襲3	批准書3
接受3	福利2
摂政3	復権3
宣言2	普遍的2
	武力による威嚇4
全権委任状3	武力の行使4
専制と隷従	平和のうちに生存する権利2
全世界の国民2	平和を愛する諸国民2
戦争の惨禍2	平和を維持2
全力2	法則2
	法則2 法律3
全力2 た	
	法律3
<i>t</i> =	法律3 法令及び詔勅2
た 第 25 条 5	法律3 法令及び詔勅2
た 第 25 条	法律
た 第 25 条	法律
た 第 25 条	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3	法律
た 第 25 条	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓ふ. 2 地上から永遠に除去. 2	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓. 2 地位. 3 誓か. 2 地上から永遠に除去. 2 努めなければならない. 5	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓水. 2 地位. 3 誓水. 2 地から永遠に除去. 2 努めなければならない. 5 天皇. 3	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大被. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓ふ. 2 地位. 3 誓ふ. 2 地位. 3 禁ふ. 2 大がら永遠に除去. 2 努めなければならない. 5 天皇. 3 天皇の権能の限界. 3	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大被. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓ふ. 2 地上から永遠に除去. 2 地上から永遠に除去. 2 努めなければならない. 5 天皇. 3 天皇の個事行為. 3	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大被. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓地上から永遠に除去. 2 地らかければならない. 5 天皇. 3 天皇の権能の限界. 3 天皇の国事行為の委任. 3	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大被. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓ふ. 2 地上から永遠に除去. 2 地上から永遠に除去. 2 努めなければならない. 5 天皇. 3 天皇の個事行為. 3	法律
た 第 25 条. 5 第 9 条. 4 大使. 3 大赦. 3 対等関係. 2 代表者. 2 他国. 2 他国を無視してはならない. 2 達成. 2 地位. 3 誓止. 2 地から永遠に除去. 2 地かよからればならない. 5 天皇のを発き. 2 努身. 3 天皇の極能の限界. 3 天皇の地位・国民主権. 3 特赦. 3	法律
た 第 25 条	法律